

○茨城県警察保護取扱いに関する訓令

昭和35年6月1日
本部訓令第10号

〔沿革〕 昭和36年8月本部訓令第14号、平成6年9月第21号、13年3月第1号、18年10月第29号、19年6月第18号、7月第23号、20年8月第10号、26年3月第15号、令和2年3月第16号、3年2月第1号、12月第13号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条第1項、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。第9条、第17条及び第18条において「酩酊〔めいてい〕者規制法」という。）第3条第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。第9条及び第17条において「精神保健福祉法」という。）第39条第2項並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。第9条において「医療観察法」という。）第75条第2項及び第99条第4項の規定による保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項又は第2項の規定により児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合等における保護室への一時収容を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護の取扱いについて、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずる。

2 警察署の保護を主管する課の長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずる。

3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合には、茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第39条第4項に規定する当直長又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行う。

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合には、取りあえず必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置を執った場合において、その者の継続的な監視、家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、保護時の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として保護の場所を選定し、署長の指揮を受け、被保護者の保護のため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室
 - (2) 泥酔者又は酩酊〔めいてい〕者 保護室
 - (3) 迷い子又は迷い人 交番又は駐在所（最寄りに警察署がある場合又は家族等が迷い子又は迷い人を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあっては、警察署内の被保護者を保護するのに適当な場所）
 - (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあっては、警察署内の被保護者を保護するのに適当な場所）
 - (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 警察署内の被保護者を保護するのに適当な場所
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において、急速を要し、署長の指揮を受けるいとまがないときは、保護主任者は、署長の指揮を受けないで、同項の措置を講ずることができる。この場合においては、事後速やかに署長に報告しなければならない。
- 3 警察官は、保護に着手した場所から第1項の保護の場所まで被保護者を同行する場合は、人目に立たないようにするなど被保護者の不利とならないよう配意しなければならない。

(家族等への手配)

第6条 保護主任者は、前条第1項の措置を講じたときは、できるだけ速やかに被保護者の家族等にその旨を通知し、その者の引取りについて必要な手配をしなければならない。

(被保護者の住所等の確認措置)

第7条 被保護者の家族等に通知して、その引取りについて必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができない場合又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等についてその住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることができる。

(事故の防止)

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者に係る死傷、自殺、火災その他被保護者又は第三者の生命、身体又は財産に危害が生じる事故が起きないように注意しなければならない。

第9条 警職法第3条第1項第1号、酩酊【めいてい】者規制法第3条第1項、精神保健福祉法第39条第2項又は医療観察法第75条第2項若しくは第99条第4項の規定（第12条及び第13条第2項において「警職法第3条第1項第1号等の規定」という。）による被保護者が暴行し、自殺しようとするなど自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官がやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段を執ることができる。この場合においては、事後速やかに保護主任者（保護具を使用した場合は署長）に報告するものとする。

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下この項及び第4項において「危険物」という。）を所持している場合において、第8条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、当該被保護者が病人、負傷者等であるときは、その承諾を得て行うものとする。

- 2 前項の措置を執る場合には、被保護者に所持させたままでは、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、被保護者の承諾を得て保管するように努めるものとする。
- 3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあって、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置いて行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合にはその引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合には当該関係機関に引き継がなければならない。

第11条 保護主任者は、第5条第1項の措置を講ずるときは、被保護者の動静監視をし、容態の急変等不測の事態に対処するため、動静監視担当者を指定するものとする。

- 2 保護主任者は、保護の場所として保護室を選定したときは、動静監視担当者に對面による動静監視を行わせるものとする。
- 3 動静監視担当者は、動静監視を交替するときは、被保護者の性癖、動静の経過その他の保護上注意すべき事項を確実に引き継がなければならない。

第12条 警察官は、警職法第3条第1項第1号等の規定による被保護者を保護室に保護する場合において、その者が暴行し、自殺しようとするなど自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、やむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう掛けがね等を使用することができるものとする。

（異常を発見した場合の措置）

第13条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合には、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号等の規定による被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、署長は、引き続き保護を要する状態にあるかどうかを確認する措置を執るものとする。警職法第3条第1項第2号の規定による被保護者が保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。
- 3 署長は、第1項に規定する場合において、当該異常が被保護者の死亡その他の重大な事故であるときは、その状況を直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等に通知しなければならない。

(保護の解除)

第14条 保護主任者は、被保護者について、家族等が判明し、責任ある引取人が引き取りに来た場合その他保護の必要がなくなった場合には、署長の指揮を受けた上、速やかに保護の解除をしなければならない。

(関係機関への引継ぎ)

第15条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合、判明しない場合又は判明していても引き取らない場合には、署長の指揮を受けた上、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項に規定する保護の実施機関である知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法第4条第1項に規定する児童である場合には、前号に規定する場合であっても、同法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告して、引き継ぐこと。

(保護期間の延長)

第16条 警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が、署長の指揮を受けた上で、許可状請求書（別記様式第1号）により行うものとする。

(保健所等への通報)

第17条 精神保健福祉法第23条の規定による通報は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定による通報書（別記様式第2号）、酩酊〔めいてい〕者規制法第7条の規定による通報は酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定による通報書（別記様式第3号）により行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第18条 警職法第3条第5項及び酩酊〔めいてい〕者規制法第3条第4項の規定による通知は、日曜日から土曜日までの間の保護の取扱いについて、翌週金曜日までに、保護通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

- 19条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下この項及び次条において「規則」という。）第2条第5号の非行少年又は同条第6号の不良行為少年であることが明らかとなった場合には、当該少年について、規則の定めるところにより、補導を行うものとする。
- 2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不適当と認められる児童であることが明らかとなった場合には、児童福祉法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。
- 3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなった場合には、当該被保護者が少年であって、第15条第2号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置を講じた場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配意するものとする。

（被保護者と犯罪の捜査等）

第20条 被保護者が罪を犯した者であること又は規則第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明した場合において、引き続き保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

（保護室の設置等）

第21条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

（保護室の構造設備等の基準）

- 第22条 保護室の設置に当たっては、次に定める基準によるものとする。
- (1) 留置施設と別個に設けること。
 - (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
 - (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
 - (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
 - (5) 扇、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとすること。
- 2 警察署には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

（保護室の点検等）

- 第23条 保護主任者は、毎月1回以上、保護室の構造、保安設備等の不備又は異常の有無を点検し、その結果を保護室点検結果票（別記様式第5号）により、署長に報告しなければならない。
- 2 署長は、前項の規定により不備又は異常の報告を受けたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。
- 3 保護主任者は、被保護者の健康の保持のため、保護室の清掃を励行し、保護室を清潔に保つよう努めるものとする。

(保護室に関する特例措置)

- 第24条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合には、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を保護するのに適當と認められる施設を保護室に代用することができる。
- 2 署長は、被保護者を保護室で保護する必要がある場合において、自署の保護室が使用できないとき（前項の規定により警察署内の他の施設を保護室に代用することができる場合を除く。）は、近隣の警察署の署長に対して、当該警察署の保護室の使用を要請することができる。
- 3 前項の規定による要請により近隣の警察署の保護室を使用する場合の第3条に規定する保護の責任は、当該要請を行った警察署において負うものとする。

(児童の一時保護等)

第25条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であること、同行又は引致すべき場所が遠隔であること等やむを得ない事情があるときは、保護室への一時収容を行うものとする。

- (1) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項又は第90条第5項の規定により在院者を連れ戻す場合
- (5) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項又は第79条第5項の規定により在所者を連れ戻す場合
- (6) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により収容状又は再収容状を執行する場合
- (7) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条第1項の規定により婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
- 2 第3条、第8条から第13条まで並びに次条第1項及び第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(保護カード等)

第26条 警察署に、保護カード（別記様式第6号）を備え、保護の取扱状況を記載しなければならない。

- 2 警察官は、第14条の規定による保護の解除をした場合又は第15条に掲げる措置を執った場合において、身柄引取人又は身柄引受人がいるときは、身柄引取（引受）書（別記様式第7号）を徵し、その経過を明らかにしておかなければならない。
- 3 動静監視担当者は、交番、警察署等の警察施設内において対面又は巡回による動静監視をする場合は、被保護者動静監視結果票（別記様式第8号）に所要事項を記録しておかなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。

2 茨城県警察要保護者取扱規程（昭和33年茨城県警察本部訓令第17号）は廃止する。

附 則（昭和36年8月11日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和36年8月11日から施行する。

附 則（平成6年9月30日本部訓令第21号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月19日本部訓令第1号）

1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕

2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則（平成18年10月30日本部訓令第29号）

1 この訓令は、平成18年12月23日から施行する。

2 保護取扱簿の様式については、改正後の茨城県保護取扱いに関する訓令別記様式第5号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成19年6月20日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月25日本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月6日本部訓令第10号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 保護取扱簿の様式については、改正後の茨城県保護取扱いに関する訓令別記様式第5号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成26年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日本部訓令第16号）

この訓令は、令和2年3月17日から施行する。

附 則（令和3年2月12日本部訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年2月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年12月15日本部訓令第13号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

別記様式第1号

簡易裁判所

年 月 日

裁 判 官 殿

警 察 署

(官氏名)

印

許 可 状 請 求 書

下記の者に対する警察官職務執行法による保護事件につき、保護許可状の発付を
請求する。

被 保 護 者	住 居				
	職 業				
	氏 名				
	年 齢	年 月 日生			(年)
保護を開始し た年月日時	年 月 日午				時 分
延長を求める 期 間	年 月 日午				時まで
保護の場所					

保護の延長がやむを得ないと認められる事情

別記様式第2号

生発第 号
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿
()

警 察 署 長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定による通報書
精神障害のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる下記の者を発見したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定により通報する。

記

被通報者の住居、氏名及び年齢	
発見の日時	
発見の場所	
発見時の状況	
保護の場所	
備考	

注 () 内には、通報先の保健所長又は精神保健福祉センター長を記載する。

別記様式第3号

生発第
年月
号日

保健所長殿

警察署長

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止
等に関する法律第7条の規定による通報書

アルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認められる下記の者を保護したので、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定により通報する。

記

被保護者の住所、氏名及び年齢	
発見の日時	
発見の場所	
発見時の状況	
保護の場所	
慢性中毒又はその疑いがあると認められる状況	
家人の陳述及び意見	
備考	

別記様式第4号

生発第 号
年月日

簡易裁判所 殿

警察署長

保護通知書

(自 年 月 日 至 年 月 日 7日間)

氏名 年齢	住所	保護の 理由	保護の 日時	引渡 (解除) 日時	引渡先の 住所氏名

- 注 1 保護通知は、日曜日から土曜日までの間の取扱いを、翌週金曜日までに行うものとする。
2 本表は、該当のないときは通知の必要はない。

<別記様式第5号略>

別記様式第6号(その1)

保護カード				取扱警察署	取扱番号		
				警察署	年号		
保護取扱者	階級		氏名				
	階級		氏名				
当直責任者	階級		氏名				
保護等の区分							
保護等の法的根拠							
被保護者	国籍				認知症の有無		
	住所						
	ふりがな 氏名				ふりがな 異名		
	生年月日	(歳)				性別	
	職業						
	身体特徴	身長 頭髪	cm	体格	面型	眼鏡	顔色
発見日時							
発見場所							
発見の端緒							
発見時の状況及び保護を必要と認めめた理由							
保護の期間	自至			時間 分			
保護の措置を執った場所							
病状及び外傷、被服の損傷状況							
同上に対する処置							
措置種別							
措置日時							
身柄の措置							
引渡し・解除等	住所						
	職業				年齢 歳		
	氏名(ふりがな)				()		
統柄			連絡先				
簡易裁判所への通知	年月日		保健所への通報	年月日			

(その2)

		取扱警察署		取扱番号		被保護者							
		警察署		年号									
現金保管物品种	合計金額				内訳								
	百	十	万	千	百	十	円		1万円札	5000円札	2000円札	1000円札	500円硬貨
									枚	枚	枚	枚	枚
									100円硬貨	50円硬貨	10円硬貨	5円硬貨	1円硬貨
									枚	枚	枚	枚	枚
	預り欄								返還欄				
物品名				員数	預入月日	返還月日	受領者	被保護者との関係		返還者			
立会者氏名							保管者氏名						
保護期間延長	延長の有無												
	延長の理由												
	許可状発付裁判官												
	延長期間		自至 時間 分										
給食	月日区分												
	朝												
	昼												
	夜												
診療	月日時		病名及び症状					措置	医師	取扱者			
備考													

生活安全課長	当直長

取扱番号	
------	--

保護の開始日時	年　月　日　午前・午後　時　分
被保護者氏名	

身柄引取(引受)書

年　月　日

警察署長殿

警察署において保護されていた上記の者は、本日、私が責任を持って引き取り(引き受け)ました。

引取者住所
(引受機関所在地)統　柄
(引受機関名)

職　業

ふりがな
氏　名

連絡先1

連絡先2

引渡しの日時	年　月　日　午前・午後　時　分
取扱者	階級　　氏名

生活安全課長	当直長

被保護者動静監視結果票

取扱警察署	取扱日	被保護者名		
警察署	月 日			
保護の措置を執った場所	警察署[保護室 宿直室 休憩室 係員室 相談室 その他()] 交番 駐在所 その他()			
保護室入室時間	年 月 日 時 分			
対面・巡回による動静監視	<input type="checkbox"/> 対面による動静監視 実施時間 自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分			
	<input type="checkbox"/> 巡回による動静監視			
対面等実施日時	異常の有無 又は保護具 使用的有無	被保護者の状況等		実施者
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

※ 留意事項

- 1 対面監視を実施できない場合は、巡回を実施した日時、異常の有無、異常があったときはその状況等を記載すること。
- 2 対面監視を実施中に被保護者の異常を認めた場合は、異常を認めた日時、異常の状況等を記載すること。
- 3 保護具を使用した場合は、使用開始日時、使用場所、使用の理由及び被保護者の状況等を記載すること。また、保護具使用中は必ず対面監視者をつけること。
- 4 保護具の使用を中止した場合は、保護具解除日時、保護具解除の理由及び被保護者の状況等を記載すること。
- 5 この結果票に記載する巡回の結果とは、目視確認の結果をいい、モニターによる監視は含まない。

